平成２９年（フ）第８３９号
札幌市西区八軒５条東３丁目７番34―315号
債務者　山口　翔大
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
相模原市南区相南２丁目８番18号　ラ・メゾンヴェルト203
債務者　本間　祥郎
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４８号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目34番１号
債務者　阿部　治長
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６７号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目34番34号
債務者　樋口てるみ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７６号
相模原市南区相模台２丁目24番17号　コーポクインス101
債務者　広沢　友彦
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８２号
相模原市中央区上溝５丁目12番13号　丸正ハイツ205
債務者　降旗　秋男
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８３号
相模原市中央区上溝５丁目12番13号　丸正ハイツ205
債務者　降旗　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２６号
静岡県田方郡函南町塚本584番地の３
債務者　秋山　絵里
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字神明戸291番地４　アヴニール千秋301号
債務者　鈴木真砂子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０９２号
大阪府八尾市本町６丁目13番17―302号
債務者　福島　正人
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４９号
大阪府門真市岸和田３丁目８番29号
債務者　三嶌　　忍
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６０号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目20番地の１（E22―501）
債務者　中田　敏一
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７０号
大阪府八尾市恩智中町１丁目84番地の１　プレアール恩智401号
債務者　笹川　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３７号
大阪市東淀川区下新庄４丁目24番９号、前住所大阪市東淀川区大道南２丁目１番４号
債務者　北村実知子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００４号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番２号　ＵＫアパート　Ａ号室
債務者　森　　道和
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目176番地
債務者　川口　直樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６０号
福岡市博多区新和町２丁目３番35―402号
債務者　山崎　鈴子（旧姓脇山）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部